

常 任 委 員 会 報 告 書

各常任委員会より、別紙のとおり報告書の提出があった。

令和 7 年 3 月 4 日

七飯町議会議長 木 下 敏

委員会報告第 1 号

総務経済常任委員会報告書

令和6年12月12日第4回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された事件について審査した結果を下記のとおり報告する。

令和7年1月31日

七飯町議会議長 木下 敏 様

総務経済常任委員会
委員長 稲垣 明 美

記

1. 事件名

令和6年 議案第52号 七飯町税条例の一部改正について

2. 審査の経過

令和6年12月23日、令和7年1月16日、31日の3日間、委員会を開催し、
税務課長の出席を求めて審査を行った。

3. 決定及び理由

(1) 決 定

原案可決

(2) 理 由

当委員会に付託された七飯町税条例（以下「条例」という。）の一部改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）が令和6年6月7日に公布され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）が改正されたことに伴い、七飯町税条例中の引用条項について改正を行うものである。

また、地方税法第443条及び七飯町税条例第80条に定める軽自動車税の納税義務者である当該軽自動車の所有者又は使用者が、交付された標識（ナンバープレート）を毀損又は亡失した場合において、その原因が故意又は過失に基づくときに納める標識弁償金については、実費を納めることとしていることから、令和7年4月1日届出分からの弁償金額を実費相当額に改めるものである。

主な改正内容は以下のとおりである。

- ① 町民税関係等（第36条の2第10項、第89条第2項第2号、第139条の3第2項第1号及び第149条第1号）においては、法の引用条項について、「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。
- ② 軽自動車税関係（第91条第7項）においては、原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等の規定について、標識の交付を受けた者の故意又は過失により、当該標識を毀損又は亡失したときの弁償金「200円」を「400円」に改める。

附則には施行期日について、軽自動車税関係においては令和7年4月1日から、町民税関係等においては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に規定する日からとしている。

また、軽自動車税関係の改正における経過措置として、施行の日以後に届出された標識の再交付の場合において適用し、同日前の届出は、なお従前の例に

よるとしている。

標識の弁償金について渡島管内の他市町の状況は、北斗市及び鹿部町においては500円としており、その他の市町では100円から300円である。

また、標識作成原価は1枚あたり374円となっており、標識交付時の人件費等を考慮すると、弁償金額を400円とすることは妥当である。

以上のことを留意のうえ、条例の一部改正の内容を審査したところ、町民税関係等については、関係する法の改正に伴い引用条項の改正をするものであり、軽自動車税関係については標識弁償金について実費を求めるため条例の一部改正をしようとするものであり、採決の結果、出席委員の全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員会報告第 2 号

総務経済常任委員会報告書

令和6年12月12日第4回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された事件について審査した結果を下記のとおり報告する。

令和 7 年 1 月 3 1 日

七飯町議会議長 木 下 敏 様

総務経済常任委員会

委員長 稲 垣 明 美

記

1. 事件名

令和6年 議案第53号 七飯町手数料条例の一部改正について

2. 審査の経過

令和6年12月23日、令和7年1月16日、31日の3日間、委員会を開催し、税務課長の出席を求めて審査を行った。

3. 決定及び理由

(1) 決 定

原案可決

(2) 理 由

当委員会に付託された七飯町手数料条例（以下「条例」という。）の一部改正は、「第6次行財政改革大綱」中の歳入確保の取り組みとして、税務事務に係る手数料を見直し、これまで無料としていた「固定資産税（土地・家屋）名寄帳兼課税台帳」の交付手数料を有料化するため条例の一部を改正しようとするものである。

改正の内容は、第2条（徴収すべき事項及び金額）関係の別表28項を「土地・建物に関する手数料」とし、「固定資産税（土地・家屋）名寄帳兼課税台帳に係る閲覧及び交付」を追加し、1件につき300円と定めるものである。

附則には、施行期日を令和7年4月1日からとしている。

固定資産課税台帳の閲覧の手数料を定める七飯町税条例第73条の2において、4月1日から固定資産税第1期納期限まで実施する課税台帳の閲覧期間においては、納税義務者の閲覧に供する場合にあっては手数料を徴収しないことと定めていることから、当該期間中は名寄帳兼課税台帳の交付及び納税義務者又は相続人以外の閲覧の場合のみ手数料を徴収することとしている。

渡島管内の他市町の状況は、松前町及び木古内町においては従前から閲覧及び名寄帳兼課税台帳の交付手数料を徴収しており、その他の市町では無料となっている。

以上のことを留意のうえ、条例の一部改正の内容を審査したところ、新たな歳入確保の取り組みとして条例の一部改正をしようとするものであり、採決の結果、出席委員の全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

民生文教常任委員会報告書

令和6年12月12日第4回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された事件について審査した結果を下記のとおり報告する。

令和7年2月18日

七飯町議会議長 木下 敏 様

民生文教常任委員会

委員長 池田 誠 悦

記

1. 事件名

令和6年 議案第55号 空き地の環境保全に関する条例の一部改正について

2. 審査の経過

令和6年12月23日、令和7年1月14日、2月3日、18日の4日間、委員会を開催し、環境生活課長の出席を求めて審査を行った。

3. 決定及び理由

(1) 決 定

原案可決

(2) 理 由

当委員会に付託された空き地の環境保全に関する条例（以下「条例」という。）の一部改正は、雑草等の除去手数料について料金改定を行うため条例の一部を改正しようとするものである。

改正の内容は、第7条（手数料）の第2項を第3項とし、第1項の次に、手数料の額には消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額が含まれるものとするを加えるとしている。

附則には、施行期日を令和7年4月1日からとしている。

また、別表（第7条関係）に定める空き地の面積ごとの手数料の額（雑草等の除去手数料）を次のように改めている。

区分（空き地の面積）	手数料の額
330平方メートル未満	14,520円
330平方メートル以上396平方メートル未満	16,940円
396平方メートル以上462平方メートル未満	19,360円
462平方メートル以上528平方メートル未満	21,780円
528平方メートル以上595平方メートル未満	24,200円
595平方メートル以上661平方メートル未満	26,620円
661平方メートル以上727平方メートル未満	29,040円
727平方メートル以上793平方メートル未満	31,460円
793平方メートル以上859平方メートル未満	33,880円
859平方メートル以上925平方メートル未満	36,300円
925平方メートル以上991平方メートル未満	38,720円
991平方メートル以上1,322平方メートル未満	48,400円
1,322平方メートル以上1,652平方メートル未満	58,080円
1,652平方メートル以上	58,080円に空き地の面積が165平方メートル又は165平方メートルに満たない端数を増すごとに3,930円を加算した額

備考

- 1 この表に定める額で雑草等の除去を2回行うものとする。
- 2 雑草等の除去を3回行う場合の料金は、この表に定める額に1.25を

乗じて得た額とする。

- 3 土地を年度の途中で取得した場合又は売払いした場合その他申込みの時期などによって雑草等の除去を1回とする場合の料金は、この表に定める額に0.75を乗じて得た額とする。

町が空き地の所有者等からの申請に基づき雑草等の除去を代行する業務においては、その経費を申請者から徴収（雑草等の除去手数料）し、業務処理については、代行業務を請け負う法人と委託契約を締結し実施しているが、昨今の物価高騰や労務単価の上昇により委託料の増額改定が見込まれることから、所要の料金改定を行うものである。

以上のことを踏まえ、条例の一部改正の内容を審査したところ、環境保全施策の維持と代行業者の継続を図るために条例の一部改正をしようとするものであり、採決の結果、出席委員の全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。